

外国公務員贈賄防止に関する研究会の公開について

事務局

外国公務員贈賄防止に関する研究会（以下、「本研究会」とする。）の公開については、以下のとおりとする。

1. 本研究会の公開について

率直かつ自由な意見交換を確保するため、原則として、公開しない。

2. 議事概要及び資料の公開について

議事概要については、発言者を明示しない形で案を事務局において作成し、参加者の確認を受けた上で公開する。

配付資料については、資料の内容を踏まえ、事務局が座長及び資料提出者と相談して対応を決定する。

以上